

令和7年度

水道水質検査計画



大府市水道事業

目 次

1	基本方針	1
2	水道施設の概要	1
2-1	給水状況(令和6年12月31日現在)	1
2-2	水源の状況	1
2-3	施設の概要	1
3	採水場所	2
4	水質検査項目及び検査頻度	2
5	水質検査方法	2
6	その他の水質検査及び水質管理の留意点	2
7	水質の状況	2
8	臨時の水質検査	3
9	水質検査計画の見直し	3
10	水質検査計画及び検査結果の公表	3
10-1	水質検査計画の公表	3
10-2	水質検査結果の公表	3
11	水質検査の精度及び信頼性確保	3
12	関係者との連携について	3
【別紙1】	受水点配水場詳細	4
【別紙2】	全配水施設フロー図	5
【別紙3】	採水場所地図	6
【別紙4】	法令による検査頻度の考え方	7
【別紙5-1】	令和7年度水道水質検査計画(共和系統)	8
【別紙5-2】	令和7年度水道水質検査計画(長草系統)	9

1 基本方針

上水道の水質基準は、健康に影響を及ぼすものと生活上支障になるものを規定し、安全な水を提供することを目的としています。水質検査はこの安全性を保証するために行うものです。大府市水道事業では、いつでも安全な水をお届けするため、採水場所、検査項目、検査頻度などを定めた水道水質検査計画を策定し、水質検査を行います。大府市の上水道を利用される皆様に安心して水をお使いいただくため、水質検査計画と水質検査結果を公表します。

2 水道施設の概要

2-1 給水状況(令和6年12月31日現在)

➤ 給 水 区 域	大府市全域 33.66km ²
➤ 給 水 戸 数	40,808戸
➤ 給 水 人 口	92,997人
➤ 普 及 率	99.98%
➤ 年 間 配 水 量	9,828,850 m ³ (令和5年度実績)
➤ 一 日 最 大 配 水 量	29,333m ³ (令和5年度実績)
➤ 一 日 平 均 配 水 量	26,855m ³ (令和5年度実績)
➤ 水 源 種 別	県水(浄水)受水
➤ 計画一日最大配水量	34,100m ³
➤ 計画給水人口	99,000人

2-2 水源の状況

本市は、木曽川水系の上流部にある「牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダム」の3つのダムを水源とする愛知用水から取水している県営上野浄水場で浄水処理した水を受水しています。また、水源の水質状況については、県水100%の受水であるため、供給事業者である愛知県営水道が各供給点にて行う水質検査結果により確認します。

2-3 施設の概要

本市の水道水は、愛知県営水道から供給される浄水を2箇所の配水場で受水し、市内全域に給水しており、市内を南北に走る JR 東海道本線の東側は、共和配水場(県水第2受水点)から給水し、西側は、長草配水場(県水第3受水点)から給水しています。

表-1 受水点配水場

水源の名称	配水系統名	住所	一日最大受水量 (令和6年度)
県水大府第2受水点	共和配水場系統	大府市長根町地内	14,540m ³
県水大府第3受水点	長草配水場系統	大府市長草町地内	14,430m ³

(令和6年12月31日現在)

【別紙1】受水点配水場詳細

【別紙2】全配水施設フロー図

3 採水場所

市内の水質検査の採水は 表-2 採水場所の給水栓で行います。

表-2 採水場所

配 水 系 統	採 水 場 所		検 査 項 目
共 和 系 統	①	大府市中央町六丁目地内	全水質基準項目・水質管理目標設定項目
	②	大府市北崎町福池地内	水質基準項目中9項目
	③	大府市神田町三丁目地内	水質基準項目中9項目
長 草 系 統	④	大府市江端町五丁目地内	全水質基準項目
	⑤	大府市桜木町一丁目地内	水質基準項目中9項目
	⑥	大府市共和町三丁目地内	水質基準項目中9項目

【別紙3】採水場所地図

4 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は、別紙の表に示すとおりです。

令和 7 年度も引き続き、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の濃度の把握をするため、共和・長草の 2 系統において年 1 回検査を行います。

【別紙4】法令による検査頻度の考え方〔水道法施行規則〕

【別紙5-1】【別紙5-2】令和7年度水道水質検査計画表

5 水質検査方法

水質基準項目等の検査は、効率性、合理性の観点から外部機関への委託検査で行います。

6 その他の水質検査及び水質管理の留意点

色、濁り、残留塩素の3項目を市内6箇所ですべて毎日検査します。また、各配水系統の末端において週に1回程度残留塩素の測定を実施し、消毒の効果を確認します。

毎日検査と各配水系統末端における残留塩素の測定結果に基づき、追加する塩素の注入量を調整することにより、適度な残留塩素濃度を保ち安全で快適な水道水の供給に努めます。

7 水質の状況

過去の水質検査の結果は、水質基準を十分に満たしています。また、毎日検査及び各配水系統の末端においての測定結果についても基準を満たしています。

8 臨時の水質検査

水源や水道施設などで水質に以下のような異常があった場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 給水区域及び周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 配水管の大規模な工事を実施したとき。
- (4) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

9 水質検査計画の見直し

各地点の水質検査結果は、水質検査計画を策定する重要な情報です。各検査項目の検出濃度の最大値や水質基準値との比較、水源及び施設の情報や制度の改正内容等を整理し、次年度水質検査計画の検査項目や検査頻度に反映していきます。

また、本市ではお客様からの水質検査計画や水質検査結果に対するご意見について随時受け付けており、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。

10 水質検査計画及び検査結果の公表

10-1 水質検査計画の公表

水質検査計画は、毎年度策定します。
策定した水質検査計画は、本市ウェブサイト等にて公表します。

10-2 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行います。
水質検査結果は、本市ウェブサイト等にて公表します。

11 水質検査の精度及び信頼性確保

水質検査は、水道水が安全であることを確認するものであり、その結果は、正確で信頼性の高いことが重要です。本市では、水道法第20条に定める登録機関の中から水道水質検査優良試験所規範に適合し、水道GLPの認定を受けた水質検査機関に委託することにより、水質検査の精度及び信頼性確保に取り組んでいます。

12 関係者との連携について

水質を万全なものとするため、水質汚染事故等が発生した場合、若しくは発生の恐れがある場合は、必要に応じ、国・県の関係機関、近隣市町及び水質検査受託者等と連携し迅速かつ適切な対応を行います。

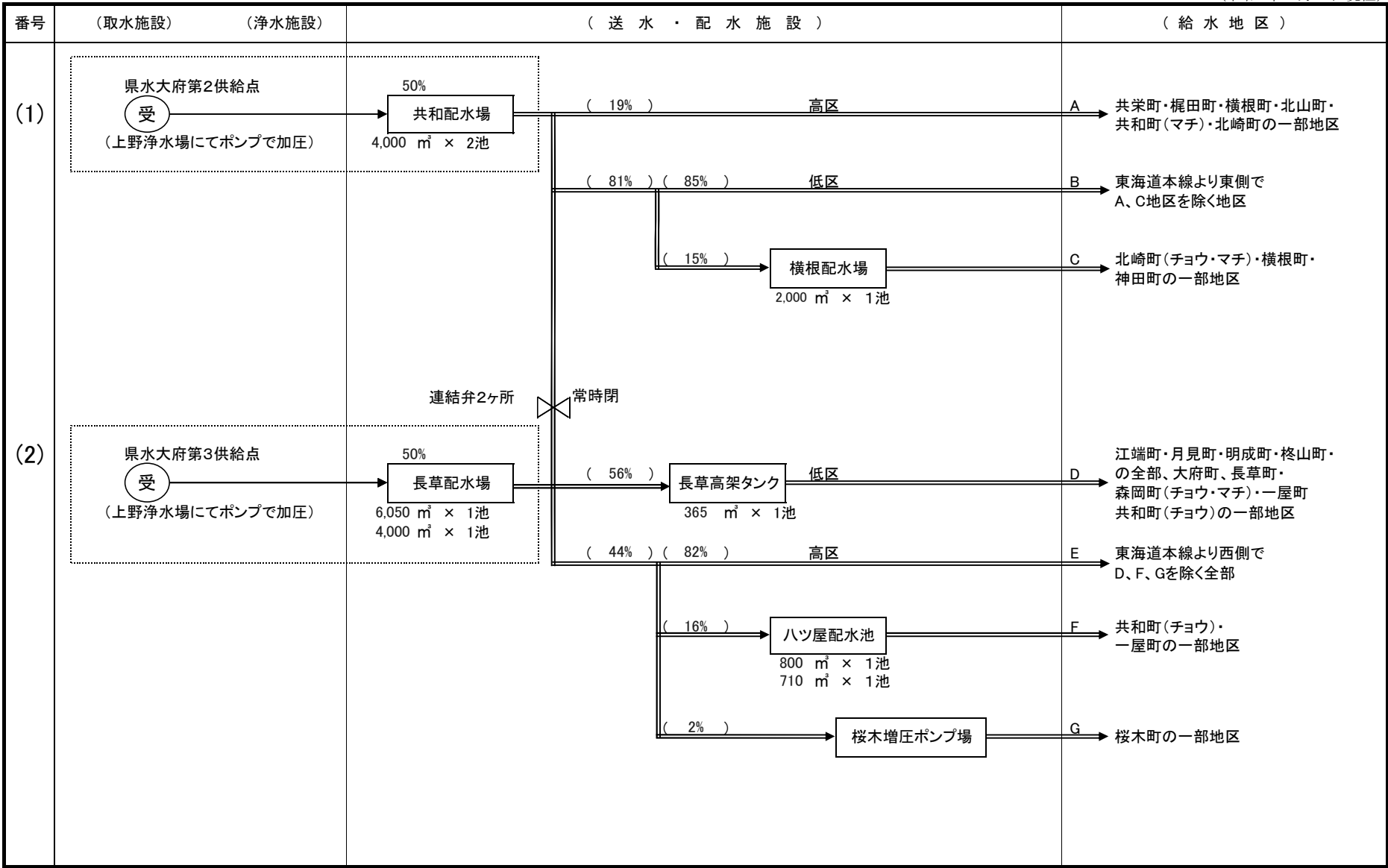
受水点配水場詳細

施設	名称	場所	工種	標高	規模及び構造
水源施設	共 和 配 水 場	大府市長根町 地内	県水 大府第2受水点	+31.60	配水能力 17,500m ³ /日
	長 草 配 水 場	大府市長草町 地内	県水 大府第3受水点	+30.30	配水能力 16,600m ³ /日
配水施設	共 和 配 水 場	大府市長根町 地内	配 水 池	+34.00	H.W.L.+32.80 L.W.L.+29.60 RC造り 長50m×巾25m×有効水深3.2m×2池 V=8,000m ³
			配水ポンプ (高区)	ポンプレベル +28.00	φ 125mm×2.0m ³ /分 ×50m×30kw×4台(内1台予備)
			配水ポンプ (低区)	ポンプレベル +28.00	φ 200mm×150mm×5.3m ³ /分 ×30m×37kw×5台(内1台予備)
			塩素滅菌機	-	ダイヤフラム型塩素滅菌機 1.8l/h×1基+2.88 l/h×1基 (内1基予備)
	長 草 配 水 場	大府市長草町 地内	配 水 池	+34.60	①H.W.L.+45.00 L.W.L.+35.00 プレストレストコンクリート構造 円形地上式内径28m×有効水深10.0m V=6,050m ³ ②H.W.L.+45.00 L.W.L.+35.00 ステンレス鋼板製 円形地上式内径23m×有効水深10.0m V=4,000m ³
			高架水槽(低区)	+66.15	プレストレストコンクリート構造 V=365m ³
			配水ポンプ (低区)	ポンプレベル +32.00	φ 250mm×6.7m ³ /分 ×40m×75kw×3台(内1台予備)
			配水ポンプ (高区)	ポンプレベル +32.00	φ 150mm×2.25m ³ /分 ×45m×30kw×6台(内1台予備)
			塩素滅菌機	-	液中ピストン型塩素滅菌機 0.37～36.8 l/m×2基(液中ポンプ) (内1基予備)

全配水施設フロー図

※配水割合(%)については令和6年度配水割合により算出。

(令和6年12月31日現在)



採水場所地図



共和配水場系統	高区直送	
	低区直送	
	横根配水場経由	
長草配水場系統	高区直送	
	低区直送	
	ハツ屋配水池経由	
	桜木増圧ポンプ場経由	

【別紙4】

法令による検査頻度の考え方

区分		検 査 項 目	基準値等 (mg/l)	法令の検査頻度の考え方			備 考	
				基本	過去 3 年の検査結果			
					水質基準値の 2/10以下	水質基準値の 1/10以下		
基準項目	人の健康に 関連する項目	1 一般細菌	100個以下／ml	月 1 回	省略不可能	省略不可能	病原微生物	
		2 大腸菌	不検出	月 1 回				
		3 カドミウム及びその化合物	0.003 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	無機物・重金属	
		4 水銀及びその化合物	0.0005 以下	3 月に 1 回				
		5 セレン及びその化合物	0.01 以下	3 月に 1 回				
		6 鉛及びその化合物	0.01 以下	3 月に 1 回				
		7 ヒ素及びその化合物	0.01 以下	3 月に 1 回				
		8 六価クロム化合物	0.02 以下	3 月に 1 回				
		9 亜硝酸態窒素	0.04 以下	3 月に 1 回				
		10 シアン化物及びその化合物	0.01 以下	3 月に 1 回	省略不可能	省略不可能		
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	3 月に 1 回				
		12 フッ素及びその化合物	0.8 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回		
		13 ホウ素及びその化合物	1.0 以下	3 月に 1 回				
		14 四塩化炭素	0.002 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	一般有機物	
		15 1,4-ジオキサン	0.05 以下	3 月に 1 回				
		16 ジス-1, 2-ジ' クロロエチン及びトランス-1, 2-ジ' クロロエチン	0.04 以下	3 月に 1 回				
		17 ジクロロメタン	0.02 以下	3 月に 1 回				
		18 テトラクロロエチレン	0.01 以下	3 月に 1 回				
		19 トリクロロエチレン	0.01 以下	3 月に 1 回	省略不可能	省略不可能	消毒副生成物	
		20 ベンゼン	0.01 以下	3 月に 1 回				
		21 塩素酸	0.6 以下	3 月に 1 回				
		22 クロロ酢酸	0.02 以下	3 月に 1 回				
		23 クロロホルム	0.06 以下	3 月に 1 回				
		24 ジクロロ酢酸	0.03 以下	3 月に 1 回				
		25 ジブロモクロロメタン	0.1 以下	3 月に 1 回				
		26 臭素酸	0.01 以下	3 月に 1 回				
		27 総トリハロメタン	0.1 以下	3 月に 1 回				
		28 トリクロロ酢酸	0.03 以下	3 月に 1 回				
		生活利用上・施設管理上障害のある項目	29 ブロモジクロロメタン	0.03 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	着色
			30 ブロモホルム	0.09 以下	3 月に 1 回			
			31 ホルムアルデヒド	0.08 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	味
	32 亜鉛及びその化合物		1.0 以下	3 月に 1 回				
	33 アルミニウム及びその化合物		0.2 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	着色	
	34 鉄及びその化合物		0.3 以下	3 月に 1 回				
	35 銅及びその化合物		1.0 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	味	
	36 ナトリウム及びその化合物		200 以下	3 月に 1 回				
	37 マンガン及びその化合物		0.05 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	着色	
	38 塩化物イオン		200 以下	月 1 回	省略不可能	省略不可能	味	
	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）		300 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回		
	40 蒸発残留物		500 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	発泡	
	41 陰イオン界面活性剤		0.2 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	発泡	
	42 ジェオスミン		0.00001 以下	藻類発生時期	藻類発生時期	藻類発生時期	かび臭	
	43 2-メチルイソボルネオール		0.00001 以下	藻類発生時期				
	44 非イオン界面活性剤		0.02 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	発泡	
	45 フェノール類		0.005 以下	3 月に 1 回	年 1 回	3 年に 1 回	臭気	
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3 以下	月 1 回	省略不可能	省略不可能	味	
	47 pH値		5.8 以上 8.6 以下	月 1 回	省略不可能	省略不可能	基礎的性状	
	48 味		異常でないこと	月 1 回				
	49 臭気	異常でないこと	月 1 回					
	50 色度	5度 以下	月 1 回					
	51 濁度	2度 以下	月 1 回					
管理目標設定項目	基準外の項目	3 ニッケル及びその化合物	0.02 以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			資機材より発生する可能性あり	
		13 ジクロロアセトニトリル	0.01 以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			消毒剤より発生する可能性あり	
		14 抱水クロラール	0.02 以下					
		16 残留塩素	1 以下	毎日検査項目				
		23 臭気強度 (TON)	3 以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			資機材・消毒より発生する可能性あり	
		28 従属栄養細菌	2,000個/ml 以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			水道施設における清浄度の指標となる	
		31 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	(暫定)0.00005 以下	検査義務は無いが、今後留意すべき項目			有機フッ素化合物の一種で、環境中で分解されにくい物質	

令和7年度水道水質検査計画表(共和系統)

水道事業名		大府市水道事業									
配水場系統名		共和配水場		水源名			県水受水（県営上野浄水場）				
区分	検査機関		水道法第20条機関		過去の検査結果	検査場所			法令検査回数		備考 （検査頻度の理由）
	毎月検査検査地点		3			中央町 六丁目	北崎町 福池	神田町 三丁目	基本	検査結果 からの 省略回数	
	全項目検査検査地点		1								
	検査条件		浄水水質検査								
	検査項目		基準値等 (mg/l)		最高値 (mg/l)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	
基準項目	1	一般細菌	100個以下／ml		0	12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
	2	大腸菌	不検出		不検出	12	12	12	12	12	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		0.0003未満	1			4	3年1回	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下		0.00005未満	1			4	3年1回	
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下		0.001未満	1			4	3年1回	
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下		0.001未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		0.001未満	1			4	3年1回	
	8	六価クロム化合物	0.02 以下		0.002未満	1			4	3年1回	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下		0.004未満	1			4	3年1回	省略不可能項目のため。
	10	シアン化合物及びその化合物	0.01 以下		0.001未満	4			4	4	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		0.20	1			4	3年1回	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		0.11	1			4	1	基準値の2/10以下の結果による。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		0.1未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	14	四塩化炭素	0.002 以下		0.0002未満	1			4	3年1回	
	15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		0.005未満	1			4	3年1回	
	16	ノス-1,2-ジ'クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	0.04 以下		0.004未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	17	ジクロロメタン	0.02 以下		0.001未満	1			4	3年1回	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		0.001未満	1			4	3年1回	
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下		0.001未満	1			4	3年1回	省略不可能項目のため。
	20	ベンゼン	0.01 以下		0.001未満	1			4	3年1回	
	21	塩素酸	0.6 以下		0.14	4			4	4	
	22	クロロ酢酸	0.02 以下		0.002未満	4			4	4	省略不可能項目のため。
	23	クロロホルム	0.06 以下		0.018	4			4	4	
	24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		0.007	4			4	4	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		0.001	4			4	4	最低年1回は検査が必要と判断。
	26	臭素酸	0.01 以下		0.001未満	4			4	4	
	27	総トリハロメタン	0.1 以下		0.021	4			4	4	
	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		0.009	4			4	4	最低年1回は検査が必要と判断。
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		0.004	4			4	4	
	30	ブロモホルム	0.09 以下		0.001未満	4			4	4	
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		0.008未満	4			4	4	最低年1回は検査が必要と判断。
	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		0.1未満	1			4	3年1回	
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		0.03	1			4	1	基準値の2/10以下の結果による。
	34	鉄及びその化合物	0.3 以下		0.03未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	35	銅及びその化合物	1.0 以下		0.1未満	1			4	3年1回	
	36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		4.3	1			4	3年1回	
	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下		0.005未満	1			4	3年1回	省略不可能項目のため。
	38	塩化物イオン	200 以下		7.8	12	12	12	12	12	
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下		17	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	40	蒸発残留物	500 以下		63	1			4	1	基準値の2/10以下の結果による。
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		0.02未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	42	ジェオスミン	0.00001 以下		0.000004	1			藻類発生時期		藻類発生時期
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		0.000001	1			藻類発生時期		
	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下		0.002未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	45	フェノール類	0.005 以下		0.0005未満	1			4	3年1回	
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下		0.7	12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
	47	pH値	最低	5.8 以上	6.8	12	12	12	12	12	
			最高	8.6 以下	7.5						
	48	味	異常でないこと		異常なし	12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
	49	臭気	異常でないこと		異常なし	12	12	12	12	12	
	50	色度	5度 以下		0.5度未満	12	12	12	12	12	
	51	濁度	2度 以下		0.1度未満	12	12	12	12	12	給水管等の状況を確認する項目のため。
	03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下		0.002未満	1			検査義務なし		
	13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下		0.005	1			検査義務なし		消毒副生成物の観点から状況を確認するため。
14	抱水クロラール	0.02 以下		0.004	1			検査義務なし			
管理目標設定項目	16	残留塩素	0.1 以上 1.0 以下	0.67	12	12	12	検査義務なし		消毒剤により発生の可能性があるため。消毒効果の確認等、特に重要と判断する。	
	23	臭気強度（TON）	3 以下	1未満	1			検査義務なし		水質管理上留意すべき項目のため。	
	28	従属栄養細菌	2,000個/ml 以下	0	1			検査義務なし			
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	（暫定）0.00005 以下		0.000005未満	1			検査義務なし		水質管理上留意すべき項目のため。

過去の検査結果に表示されている「未満」は定量下限値未満を意味します。
（定量下限値とは検査対象を測定する場合、精度的に信頼できるもっとも小さい値のことです。）

令和7年度水道水質検査計画表(長草系統)

水道事業名			大府市水道事業			水源名			県水受水（県営上野浄水場）			
配水場系統名			長草配水場									
区	検査機関		水道法第20条機関		過去の検査結果	検査場所			法令検査回数		備考 （検査頻度の理由）	
	毎月検査検査地点		3						基本	検査結果 からの 省略回数		
	全項目検査検査地点		1									
	検査条件		浄水水質検査									
分	検査項目		基準値等 （mg/l）		最高値 （mg/l）		年間 （回）	年間 （回）	年間 （回）	年間 （回）	年間 （回）	
基準項目	1	一般細菌	100個以下／ml		0		12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
	2	大腸菌	不検出		不検出		12	12	12	12	12	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下		0.0003未満		1			4	3年1回	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下		0.00005未満		1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下		0.001未満		1			4	3年1回	
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下		0.001未満		1			4	3年1回	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		0.001未満		1			4	3年1回	
	8	六価クロム化合物	0.02 以下		0.002未満		1			4	3年1回	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下		0.004未満		1			4	3年1回	省略不可能項目のため。
	10	シアン化物及びその化合物	0.01 以下		0.001未満		4			4	4	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		0.20		1			4	3年1回	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		0.11		1			4	1	基準値の2/10以下の結果による。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		0.1未満		1			4	3年1回	
	14	四塩化炭素	0.002 以下		0.0002未満		1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		0.005未満		1			4	3年1回	
	16	ジス-1,2-ジ'クロロエチレン及びトリス-1,2-ジ'クロロエチレン	0.04 以下		0.004未満		1			4	3年1回	
	17	ジクロロメタン	0.02 以下		0.001未満		1			4	3年1回	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		0.001未満		1			4	3年1回	
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下		0.001未満		1			4	3年1回	省略不可能項目のため。
	20	ベンゼン	0.01 以下		0.001未満		1			4	3年1回	
	21	塩素酸	0.6 以下		0.14		4			4	4	
	22	クロロ酢酸	0.02 以下		0.002未満		4			4	4	
	23	クロロホルム	0.06 以下		0.02		4			4	4	
	24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		0.006		4			4	4	省略不可能項目のため。
	25	ジブromクロロメタン	0.1 以下		0.001		4			4	4	
	26	臭素酸	0.01 以下		0.001未満		4			4	4	
	27	総トリハロメタン	0.1 以下		0.023		4			4	4	
	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		0.01		4			4	4	
	29	ブromジクロロメタン	0.03 以下		0.004		4			4	4	最低年1回は検査が必要と判断。
	30	ブromホルム	0.09 以下		0.001未満		4			4	4	
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		0.008未満		4			4	4	
	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		0.1未満		1			4	3年1回	
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		0.04		1			4	1	
	34	鉄及びその化合物	0.3 以下		0.03未満		1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	35	銅及びその化合物	1.0 以下		0.1未満		1			4	3年1回	
	36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		4.2		1			4	3年1回	
	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下		0.005未満		1			4	3年1回	省略不可能項目のため。
	38	塩化物イオン	200 以下		7.8		12	12	12	12	12	
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下		17		1			4	3年1回	
	40	蒸発残留物	500 以下		61		1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		0.02未満		1			4	3年1回	
	42	ジェオスミン	0.00001 以下		0.000004		1			藻類発生時期		藻類発生時期
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		0.000001		1			藻類発生時期		
	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下		0.002未満		1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	45	フェノール類	0.005 以下		0.0005未満		1			4	3年1回	
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下		0.7		12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
	47	pH値	最低	5.8 以上		7.0		12	12	12	12	
			最高	8.6 以下		7.5						
	48	味	異常でないこと		異常なし		12	12	12	12	12	
	49	臭気	異常でないこと		異常なし		12	12	12	12	12	
	50	色度	5度 以下		0.5度未満		12	12	12	12	12	
51	濁度	2度 以下		0.1度未満		12	12	12	12	12		
管理目標設定項目	03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下							検査義務なし		給水区域全域を代表して中央町六丁目で検査する。
	13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下							検査義務なし		
	14	抱水クロラール	0.02 以下							検査義務なし		
	16	残留塩素	0.1 以上 1.0 以下		0.55		12	12	12	検査義務なし		消毒剤により発生の可能性があるため。消毒効果の確認等、特に重要と判断する。
	23	臭気強度（TON）	3 以下							検査義務なし		給水区域全域を代表して中央町六丁目で検査する。
28	従属栄養細菌	2,000個/ml 以下							検査義務なし			
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタネン酸（PFOA）	(暫定)0.00005 以下		0.000005未満		1			検査義務なし		水質管理上留意すべき項目のため。	

過去の検査結果に表示されている「未満」は定量下限値未満を意味します。

（定量下限値とは検査対象を測定する場合、精度的に信頼できるもっとも小さい値のことです。）

Welcome to OBU city water services

この水質検査計画に関するご意見がございましたら
大府市役所水道工務課水道給水係 までお寄せください。
今後の水質検査計画策定の参考にさせていただきます。
(なお、個別の回答はできませんので予めご了承ください。)

大府市役所水道工務課水道給水係
〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地
TEL: 0562-45-6319 (水道給水係直通)
E-mail : komu@city.obu.lg.jp

Welcome to OBU city water services

